

高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則

第1条 この規則は、高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（令和7年高根沢町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第1号の規則で定める堆積）

第2条 条例第2条第1号の規則で定める堆積は、次に掲げるものとする。

（1） 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項に規定する汚染土壌を同法第17条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積

（2） 汚染された土砂等を処理し、又は積替えのために一時的に保管する施設で町長が指定するものにおいて行う土砂等の堆積

2 前項第2号の規定による指定は、告示してしなければならない。

（安全基準）

第3条 条例第7条第1項の安全基準は、別表の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

（小規模特定事業の届出）

第4条 条例第8条の規定による届出をしようとする者は、小規模特定事業届（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（1） 届出者の住民票の写し又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し（法人にあっては、登記事項証明書）

（2） 小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図

（3） 小規模特定事業場の平面図及び断面図（小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）

（4） 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し

（5） 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書

（6） 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書（別記様式第2号）

（7） 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面

（8） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、条例第8条の規定による届出をしようとする小規模特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う小規模特定事業（以下「小規模一時堆積事業」という。）である場合にあっては、当該届出をしようとする者は、小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号、第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる書類
- (2) 小規模特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（公共的団体の範囲）

第5条 条例第8条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
 - (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
 - (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
 - (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合
 - (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
 - (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、土壌の汚染の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして町長の認定を受けた者
- 2 前項第7号の規定による町長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。
（条例第8条第6号の小規模特定事業で規則で定めるもの）

第6条 条例第8条第6号の小規模特定事業で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 植樹の用に供する目的で行う小規模特定事業
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う小規模特定事業
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う小規模特定事業
（変更の届出）

第7条 条例第9条第1項の規定による届出をしようとする者は、小規模特定事業変更届（別記様式第5号）に第4条第1項各号及び第2項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- 2 条例第9条第1項の規則で定める軽微な変更は、届出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、小規模特定事業に使用される土砂等の量（土砂等の堆積の構造の変更を伴わないものに限る。）、採取場所若しくは搬入計画又は現場管理責任者の変更とする。
- 3 条例第9条第2項の規定による届出は、小規模特定事業軽微変更届（別記様式第6号）を提出して行わなければならない。
（土砂等の搬入の届出）

第8条 条例第10条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（別記様式第7号）を提出して行わなければならない。

2 条例第10条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記様式第8号）とする。

3 条例第10条の当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書（別記様式第9号）並びに計量証明書（計量法（平成4年法律第51号）第110条の2第1項の規定による証明書をいう。以下同じ。）とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければならない。

5 条例第10条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。

（土砂等管理台帳等）

第9条 条例第11条第1項の土砂等管理台帳には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1） 小規模特定事業の届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（2） 小規模特定事業届出年月日

（3） 小規模特定事業場の位置及び小規模特定事業区域の面積

（4） 現場管理責任者の氏名

（5） 小規模特定事業に使用される土砂等の量（小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、当該小規模特定事業に使用される土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量）

（6） 小規模特定事業の期間

（7） 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（8） 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名

（9） 小規模特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量

（10） 小規模特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳（小規模一時堆積事業に係るものに限る。）

2 前項の土砂等管理台帳の様式は、次の各号に掲げる小規模特定事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（1） 次号に掲げる小規模特定事業以外の小規模特定事業 土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第10号）

（2） 小規模一時堆積事業である小規模特定事業 土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第10号）及び土砂等管理台帳（搬出用）（別記様式第11号）

3 条例第11条第2項の規定による報告は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内（小規模特定事業を完了したときは、条例第17条第1項の規定による届出の時）に、小規模特定事業状況報告書（別記様式第12号）を提出して行わなければならない。

4 小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、条例第11条第2項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内（小規模特定事業を完了したときは、条例第17条第1項の規定による届出の時）に、小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書（別記様式第13号）を提出して行わなければならない。

（水質検査）

第10条 条例第12条第1項の規定による水質検査は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに試料を採取し、別表に掲げる項目並びに水素イオン濃度及び浮遊物質質量について、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。）に定める測定方法により行わなければならない。

2 小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、条例第12条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに試料を採取し、同項に定める測定方法により行わなければならない。

3 条例第17条第2項の規定による水質検査は、町長の指定する職員の立会いの上、町長が指定する期日に試料を採取し、第1項に定める測定方法により行わなければならない。

（地質検査）

第11条 条例第12条第1項の規定による地質検査は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。

（1） 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、小規模特定事業区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。

（2） 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後混合し、1試料とすること。

（3） 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、条例第12条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに、同項各号に掲げる方法により行わなければならない。

3 条例第17条第2項の規定による地質検査は、町長の指定する職員の立会いの上、町長が指定する期日に、第1項各号に掲げる方法により行わなければならない。

（水質検査等の報告）

第12条 条例第12条第1項及び第17条第2項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ小規模特定事業水質検査等報告書（別記様式第14号）に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

検査	提出時期	添付書類
1 第10条第1項の水質検査	小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
2 第10条第2項の水質検査	小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

3 第10条第3項の水質検査	町長が別に指定する日	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
4 第11条第1項の地質検査	小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
5 第11条第2項の地質検査	小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
6 第11条第3項の地質検査	町長が別に指定する日	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

(標識)

第13条 条例第15条第1項の標識は、小規模特定事業が施工されている間、掲示しなければならない。

2 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小規模特定事業届出年月日
 - (2) 小規模特定事業の目的
 - (3) 小規模特定事業場の所在地
 - (4) 小規模特定事業の届出者の氏名、住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号
 - (5) 現場管理責任者の氏名
 - (6) 小規模特定事業の期間
 - (7) 小規模特定事業区域の面積
 - (8) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（小規模一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量）
 - (9) 小規模特定事業場の見取図
- (車両への表示)

第14条 条例第16条の規定による車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次項第1号に掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する100ポイント以上の大きさの文字、同項第2号から第4号までに掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する60ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。

2 条例第16条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
 - (2) 小規模特定事業区域の所在地
 - (3) 小規模特定事業の届出者の氏名（法人にあっては、名称）
 - (4) 小規模特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名（法人にあっては、名称）
- (小規模特定事業の完了の届出)

第15条 条例第17条第1項の規定による届出は、小規模特定事業を完了した日から15日以内に、小規模特定事業完了届（別記様式第15号）を提出して行わなければならない。

（現場管理責任者の職務）

第16条 条例第21条第1項の規則で定める現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

（1） 小規模特定事業場において、小規模特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂等が条例第10条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。

（2） 小規模特定事業に係る土壌の汚染があった場合に、その原因を調査し、及びその対策を講じること。

（身分を示す証明書）

第17条 条例第22条第2項に規定する証明書は、高根沢町規則で定める立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和5年高根沢町規則第10号）別記様式によるものとする。

（書類等の提出）

第18条 条例及びこの規則の規定により町長に提出すべき書類の部数は、2部とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に条例第8条の規定により届出がされた小規模特定事業（条例第2条第2号に規定する小規模特定事業をいう。）について適用し、同日前に条例による改正前の高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年高根沢町条例第8号。以下「改正前の条例」という。）第6条の規定により許可を受けた小規模特定事業（改正前の条例第2条第2号に規定する小規模特定事業をいう。）については、なお従前の例による。

（高根沢町規則で定める立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正）

3 高根沢町規則で定める立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和5年高根沢町規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年高根沢町規則第19号）」を「高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則（令和7年高根沢町規則第 号）」に改める。